

低公害車導入促進助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者が、事業の用に供する低公害車の導入を促進するために、助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車をいう。
- (2) 「事業者」とは、当協会の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成の対象事業及び金額)

第3条 秋ト協は、会員事業者が前条（1）に示された低公害車を導入した場合、別表に定めた助成金を予算の範囲内で交付する。

- 2 秋ト協は、本事業にかかる実施要綱を定め、あらかじめ全ト協に通知するものとする。

(車両の登録)

第4条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月15日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(交付申請)

第5条 会員事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1による低公害車導入促進助成金交付申請書を、別に定める期日までに、秋ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第6条 秋ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当

該申請に係る書類を審査し、速やかに全日本トラック協会へ上申を行う。

全日本トラック協会から交付決定がされた場合は、秋ト協も助成金を交付すべきものと認め、交付決定を会員事業所に通知するものとする。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第7条 会員事業者は、低公害車導入が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは様式3の(1)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書を、購入による導入のときは様式3の(2)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を秋ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 秋ト協は、前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかに精査し、全日本トラック協会へ上申するものとする。

全日本トラック協会から、助成金を交付する旨の連絡があった場合はリース導入の場合はリース事業者に、購入の場合は、全日本トラック協会の入金と合わせて会員事業者に助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第9条 交付決定後、申請内容を変更するときは、会員事業者は、様式4による低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書を秋ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員事業者は、速やかに様式5による低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を秋ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第10条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 会員事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、秋ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- 1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- 3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- 4) 事業者が当会会員でなくなったとき。

- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に会員事業者へ交付されているときは、秋ト協は会員事業者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 会員事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但しあらかじめ秋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、秋ト協が別にこれを定める。

《附則》

1～9 省略

10. 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

改正前の要綱（平成26年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

11. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

改正前の要綱（平成27年4月1日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。